

■株主提案権に関する規律見直しに関するパブリックコメント

第5 株主提案権に関する規律の見直し

1 株主提案権の議決権数の要件の見直し

取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、議決権数の要件（300個以上の議決権）に関し、次の【A案】又は【B案】のいずれかによるものとする。

【A案】議決権数の要件を廃止する。（注1）

【B案】「300個」という議決権数の要件を、一定の個数（注2）まで引き上げる。（注3）

（注1）定款の定めがある場合には議決権数の要件を排除することができるものとする考え方もある。

（注2）具体的な個数については、「500個」とする考え方や、今後の投資単位の引下げ等も考慮して「1000個」や「1500個」とする考え方などがある。

（注3）①定款の定めがある場合には「300個」を一定の個数まで引き上げられるものとする考え方や、②【B案】により「300個」を一定の個数まで引き上げた上で、定款の定めにより更に引き上げることができるものとする考え方もある。

【意見】

【A案】及び【B案】に強く反対します。

【理由】

- 1 議決権数の要件は、直近の2019年（令和元年）の改正の際、すなわち、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。以下「令和元年改正法」という。）に係る法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会においてもその見直しが検討されましたが、中間試案についてのパブリックコメントの
手続において、①300個以上の議決権という議決権数の要件の削除又は引上げは、300個以上の議決権という絶対的な基準が設けられた趣旨に反し、
個人株主による株主提案権の行使を過度に制限してしまうおそれがあること、
②株主が提出することができる議案の数の制限に関する規定の新設によって

株主提案権の濫用的な行使は一定程度排除することができると考えられるため、重ねて議決権数の要件を見直す必要性は乏しいこと、③議決権数の要件の見直しを基礎付けるだけの立法事実がないことなどを理由に見直しをするべきではないとの意見が多数であったことなどを踏まえ、見直しがされませんでした【部会資料4・17頁】。

今回、再び同様の「300個」の議決権要件の見直しが提案されておりますが、直近の上記会社法改正見送りの経緯があることからすれば、今回の改正に当たっても立法事実の有無について極めて慎重に検討する必要があります。

- 2 立法事実に関し、令和元年会社法が施行された以降に立法事実が生じた変化としては、株主提案権の制度が導入された昭和56年当時の投資単位と現在の投資単位を比較して、投資単位の引下げが行われてきているという状況があり、これに対応するべきであるなど指摘されています。

しかし、部会資料においても、令和7年6月末日時点においても、株主提案権を行使するためには、東京証券取引所プライム市場においては約8400万円（約28万円×300個）、東京証券取引所市場全体においても約6000万円（約20万円×300個）の投資が必要であるため、個人投資家にとってはなお高額であると指摘されています【部会資料4・16頁】。また、議決権保有比率1%未満の株主による提案が約6割を占めるとされていることからすると、個数要件の廃止や大幅な引上げは、株主提案権を少数株主から奪うこととなることとなります【部会資料8・15頁】。

現状でさえ、株主提案権を行使するためには約8400万円から約6000万円という投資単位を要するため、富裕層以外の個人投資家は、株主提案権を行使するために自らの議案提案方針に賛同してくれる他の個人投資家と意見交換を行って議論を重ね、意見が一致する者らが集まり、グループ単位で株主提案を行っています。個人投資家にとって、この300個の議決要件を満たすことは並大抵の努力では達成できません。投資単位を引上げ、現状変更を行うことは、大企業のためあるいは富裕層のための会社法改正であり、個人投資家軽視の強い印象を社会に与えることとなります。

以上のとおり、投資単位の引き下げによる立法事実の変化があることを理

由とする個数要件の引き上げには、2019年（令和元年）の会社法改正と同様に極めて慎重な態度で臨むことが必要です。少なくとも、今回は300個の議決権要件の見直しを行わなかったにもかかわらず、今回はこれを行うことについて十分に合理的な理由が説明される必要があります。

- 3 次に、中間試案の補足説明において、「議決権保有比率1%未満の株主の提案は、同比率1%以上の株主の提案に比して可決の可能性や他の株主からの支持が有意に低い傾向にある」との指摘がありますが【中間試案の補足説明104頁】、少数者からの提案は、もともと大株主とは異なる視点からされるのですから、賛成が少ないことは少数株主からの株主提案の性質上、当然です。賛成が少ないとしても、少数株主にとって重要な権利を引き続き維持することはこれまでの会社法の法体系として極めて重要であると考えます。また、議決権保有比率1%未満の株主による提案が可決された事例が1件あることも少数者からの提案の合理性を裏付ける事情といえます【中間試案の補足説明105頁】。
- 4 確かに、株主提案権が質的に濫用されないようにするために、これまで種々の改正がされてきた経緯があるかもしれませんが、個数要件の引上げは、数的に権利を認めない部分を拡大し、一定数に満たない少数者の権利を完全に否定することになるのですから、かような少数株主の議案提案を認めないことについて合理的な説明がなされない限り、安易に認めることは許されないと考えます。
- 5 以上のとおり、現行法を維持することが極めて重要かつ適切ですから、【A案】及び【B案】には強く反対します。

2 株主提案権の行使期限の見直し

株主提案権の行使期限（株主総会の日から8週間前まで）について、次の【A案】から【C案】までのいずれかによるものとする。

【A案】「8週間」の期間を延長する（10週間程度を想定している。）。

【B案】株式会社が一定の時期（株主総会の日から4か月前とすることを想定している。）までに株主総会の日を株主に対して通知（注1）した場合には、株主は、当該株主総会の日から一定の期間（3か月間とすることを想

定している。)前までに株主提案権を行使しなければならない旨の規律を設ける。(注2)

【C案】現行法の規律の見直しをしない。

(注1) 上場会社か否かなど、株式会社の類型や規模に応じて、公告をもってこれに代えることができるものとすることも含めて引き続き検討する。

(注2) 【A案】の見直しをした上で【B案】の見直しもする考え方もある。

【意見】

【A案】及び【B案】に強く反対し、【C案】に賛成します。

【理由】

- 1 【A案】及び【B案】には、以下のとおり大きな問題が存在するので反対します。現行法の規律は適切なものであり、これを改正すべき立法事実は認められないので、【C案】に賛成します。
- 2 現行法の規律は、定時株主総会の基準日以降のスケジュールを考えると、提案する株主側と対応する会社側の双方にとって実務上バランスのよいところに収まっているので、単に期限を延長する法改正は不要です。

また、会社側に負担があることが指摘されていますが、提案株主側の事情にも配慮すべきです。現行法上も、株主が議案提案するためには株主総会の日から8週間前までに議案提案をする必要があるところ、株主は株主権行使のために個別株主通知手続を必要としますから、さらに4週間前から株主権行使の準備を行う必要があります。個人株主が利用することが多いインターネット型の証券会社の中には個別株主通知申出の手続に不親切であったり、時間がかかったりする会社も多く、実際に個別株主通知申出を行ってからもなかなか個別株主通知済通知書が株主の手元に届かず、届いた時には既に2週間程度が経過しており、株主権行使の期間が残り2週間しかないという事態も珍しい者ではありません。【A案】及び【B案】には、このような株券廃止後の株主権行使の不自由さや株主の負担に関する検討がまったくなされておらず、会社側の負担のみを理由としたものと評価せざるを得ません。【A案】のように、株主提案権の行使期限の前倒しをすることになれば、株主は現行

法よりもさらに前倒しして準備をしないといけなくなりますが、このような負担を株主に課してまで改正が必要とは考えられません。

- 3 また、大株主から支配権争いに絡んで株主提案が行われる場合、事前に会社と提案株主側が交渉をすることがありますが、あまりに期限を前倒しすると、そのような交渉の機会を奪ったり、減少したりすることになります。
- 4 さらに、【B案】は、株主総会の3か月前までの株主提案権の行使を必要とした場合、6月の定時総会で考えると、株主総会の議決権基準日である3月末日よりも前に株主提案権を行使することになってしまいます。そのため、基準日後に株式を譲渡した場合に株主提案権がどうなるのかといった問題が生じることとなります。
- 5 ほかに、中間試案の補足説明でも指摘されているとおり、「①株式会社が株主に対して株主総会の日（予定日）を通知した後に、株主総会の日を変更することができるか、②変更することができる場合には、変更の際の株式会社における必要な手続や、株主提案（権）の行使期限はいつになるか」について手当が必要となるのであって【中間試案の補足説明109頁】、このままでは株主提案に混乱や紛争を生じさせることになってしまいます。
- 6 以上のとおり、【A案】【B案】ともに看過しがたい問題点があり、現行法を変更すべき重大な問題がない状況を踏まえると、法改正を行う立法事実はまったく認められませんから【C案】に賛成します。

以 上